

## 第5回いすみ市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年5月9日（火） 午後3時00分
- 2 開催場所 いすみ市岬公民館 2階 第3・4研修室
- 3 出席委員（13名）

1番 藤平 正一	3番 鈴木 茂雄	4番 吉清 哲司
5番 池田 誠	6番 中村 好男	7番 三枝 正直
8番 高橋 奈緒美	9番 高浦 伸芳	10番 麻生 等
11番 福山 博久	12番 松崎 秋夫	13番 吉野 鋭致
- 4 欠席委員（1名）

2番 織本 幸一
----------
- 5 提出議案
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第3号 令和5年度第2次農用地利用集積計画（案）についてその他

(開会 午後3時05分)

事務局 委員の皆様、本日はご苦労様です。

はじめに、新型コロナウイルス感染防止対策について、昨日5月8日から感染症の位置づけが第5類に移行されました。

マスクの着用等は個人の判断に委ねることになりますが、引き続き、手指消毒等の基本的な感染予防対策にご協力いきたいと思います。

次に、クールビズの実施について、ご連絡いたします。

いすみ市役所では、5月1日から10月31日まで、市役所職員のクールビズを実施いたしますので、皆様のご理解をお願いいたします。

それでは、ただいまから令和5年第5回農業委員会総会を開会いたします。

定数の確認をさせていただきます。

本日の欠席委員は、2番、織本委員の1名であり、出席委員数は、委員総数13名中12名となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、藤平会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 (挨拶)

事務局 それでは、いすみ市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

会長 それでは、審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号7番、三枝委員、議席番号9番、高浦委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたしますが、番号8の案件が、会議規則第10条の議事参与の制限に該当いたしますので、初めに番号1から番号7までを審議いただき、その後に番号8についての審議をお願いいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請案件について説明します。

番号1、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ないためです。譲受人理由は農業経営規模拡大のためです。

申請土地、行川字神明、地目、田、〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号1です。

番号2、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ないためです。譲受人理由は農業経営規模拡大のためです。

申請土地、若山字水分、地目、田、〇〇〇〇㎡。ほか〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号2です。

番号3、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ないためです。譲受人理由は農業経営規模拡大のためです。

譲受人は東京に住所がありますが、いすみ市で既に桃等を家族と共に栽培しております。現在はいすみ市への移住を考えて申請地付近の土地等を探しております。作物はブルーベリーを栽培します。

申請土地、深堀字正福下、地目、田、〇〇〇〇㎡。ほか〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号3です。

番号4、譲渡人理由は、農業経営規模縮小のためです。譲受人理由は新規就農のためです。

譲受人は現在東京で生活しておりますが、申請地に隣接する山林を取得しております。そこに小屋を建てて休憩所、作業場として利用し農業を行います。作物はキャベツ、小松菜、ほうれん草等を栽培いたします。

申請土地、山田字飯塚、地目、畑、〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号4です。

番号5、譲渡人理由は、譲受人の要望に応じるためです。譲受人理由は農業経営規模拡大のためです。

申請土地、下布施字日渡、地目、田、〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号5です。

番号6、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ないためです。譲受人理由は新規就農のためです。

譲受人は新規就農ですが、すでに申請地にて耕作されている梅、柿、リンゴ、スモモ、ビワ、里芋、そら豆等の作物を、今後も引き続き耕作いたします。

申請土地、岬町桑田字外西田、地目、田、〇〇〇〇㎡。ほか〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号6です。

番号7、譲渡人理由は、相続にて取得したものの耕作出来ないためです。譲受人理由は農業経営規模拡大のためです。

申請土地、岬町井沢字鶴間津、地目、田、〇〇〇〇㎡。ほか〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

なお申請地は井沢地区土地改良区内の土地であり、仮番が付されております。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号7です。

以上番号1から番号7までの説明を終わります。ご審議の方よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、11番、福山委員の補足説明をお願いいたします。

福山委員 はい。11番、福山です。

こちらの申請番号1番は、事務局の説明のとおりで、譲受人の自宅のすぐ隣がこちらの圃場ということで作業もしやすく、特に問題ないと思います。ご審議、よろしくお願いたします。

議 長 続きまして、番号2及び番号3について、4番、吉清委員の補足説明をお願いいたします。

吉清委員 はい。4番、吉清です。

先程の事務局の説明のとおりです。

番号2については、図面番号2の周辺にも近年、農地を取得して耕作しています。周辺作ってしまして非常に便利だということで、話を聞いております。ここの周りが荒れておりますので、現地確認当日来られなかったので、翌日、本人と会いまして、今年の作付けはもう無理だろうから、きれいに草を刈って管理して、来年からは耕作をするように指導しております。

ます。

番号3についてなのですが、図面番号3を見て頂くと分かるのですが、外房線といすみ鉄道の間ちょっと凹んだところなのですが、地目は田となっていますが、田として使えるような水利は無く不便地なので、畑にしてブルーベリー等を植えるとのこと。かなり荒れているのですが、会社を経営していて、従業員と一緒に管理、植栽していくとのことでした。

また、いずれはいすみ市に住居を構えるとも聞いております。よろしくご審議お願いします。以上です。

議 長 続まして、番号4について、9番、高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高 浦 委 員 9番、高浦です。

譲り受けようとする方は、取得地の後方、すぐ隣接する山林を取得しています。そこに小屋を建てて、今回の申請地を取得して耕作するとのこと。特に問題は無いと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 続まして、番号5について、3番、鈴木委員の補足説明をお願いいたします。

鈴 木 委 員 はい。3番、鈴木です。

譲渡人はですね、2、3年前に睦沢に引っ越しして、その後、耕作はされてなかったのですが、譲受人の方がいすみ市に引っ越しに来てまして、この件を含めまして遊休農地の解消をされていますので、特に問題ないものと思います。よろしく審議お願いします。

議 長 続まして、番号6について、6番、中村委員の補足説明をお願いいたします。

中 村 委 員 はい。6番、中村です。

この譲受人が既に耕作を行っているとのことでありまして、地目は田となっていますけれども、現況は畑で梅、柿などがかなり大きく育ってありました。特に問題ないものと思いますので、よろしく審議お願いします。

議 長 続まして、番号7について、12番、松崎委員の補足説明をお願いいたします。

松崎委員 はい。12番、松崎です。

事務局説明のとおりで、この申請地については基盤整備事業が行われていて、換地後は譲受人が所有となる農地と隣接しておりまして、現地は一枚の田として耕作しているので、特に問題ないものと思われまます。審議の程、よろしく願いいたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することに、ご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号の番号1から番号7については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第1号の番号8についての審議に移りますが、議事参与の制限により、8番、高橋委員におかれましては、しばらくの間、退室をお願いいたします。

(高橋委員退室)

議長 高橋委員が退室されましたので、引き続き番号8について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号8について説明いたします。

譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為です。譲受人理由は、新規就農で牛混合飼料生産の為、飼料米や稲ホールクロップサイレージを作ります。

譲受人は、令和4年5月12日に法人を立ち上げ、今回の申請にあたり農業経営実施計画書のほか、農地所有適格法人に係る関係書類を受理しております。

申請土地、長志字宮下、地目、畑、〇〇〇〇㎡。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は、賃貸借権設定で、期間は5年間です。図面番号は8です。

以上説明を終わります。ご審議の方よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。  
番号8について、9番、高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高浦委員 はい。9番、高浦です。

借受人は合同会社ということですからけれども、高橋委員の〇〇〇〇が関係している会社で、この先、牧草を作って飼料にすると言うお話です。

現状、田と畑、耕作のなされていない状況ですので、活用の面でも良いかと思えます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

吉清委員 はい。4番、吉清です。

議 長 はい。どうぞ。

吉清委員 事務局にお尋ねします。

新規就農って、これ新規就農でいいの。経営規模拡大じゃなくて。その所が分からなくて、教えてください。

事務局 目的、目標としましては、家畜用の飼料を自主生産して、低価格でこの地域に提供して酪農家等を救うことを目指しまして、今後、国、県の事業に乗っかって進めてゆくのに、今回、そのための法人を立ち上げて、農地を確保し耕作してゆくということとなっております。このため、新規就農ということになります。

吉清委員 そういうことで新規就農と、分かりました。ありがとうございました。

議 長 他にございますか。

委員 なし。

議 長 質疑ないようございますので、原案のとおり決することに、ご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号の番号8については、原案のとおり可決されました。それでは、高橋委員の入室をお願いいたします。

(高橋委員入室)

議 長 それでは、続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、本件土地は大野中島の田、〇〇〇〇㎡で川目第一集会所の北東に位置します。図面番号9です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当すると考えます。

転用目的は建売分譲住宅、4棟計〇〇〇〇㎡及び進入路、〇〇〇〇㎡です。また、南側及び西側の法面の面積は〇〇〇〇㎡です。

譲受人は市内で不動産業を営んでおります。温暖で自然豊かな環境であり、需要があると考え、建売分譲住宅の建築を計画しました。西側の低い部分については土砂による埋立てを行います。埋立ての高さは0.6m、土砂の量は1,272立方メートルです。

用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、既存の排水枡に放流します。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇〇万円で自己資金にて行います。

他法令の関係は、小規模埋立て条例について環境保全課に申請予定となっております。

番号2、本件土地は岬町和泉留切の田、〇〇〇〇㎡で太東灯台入口交差点の南側に位置します。図面番号10です。

申請地は、土地改良事業の施行区域内にある農地であるため、第1種農地に該当し、原則として許可できませんが、転用目的が住宅で集落に接続して設置されるものであるため例外的に許可になるものと考えます。

転用目的は、建売分譲住宅、2棟計〇〇〇〇㎡です。

譲受人は茂原市で不動産業を営んでおります。近年のコロナ禍の影響を受け、専門機関・金融機関と一体となり「早期経営改善計画」に取り組むなか、新たな収益確保の為、建売分譲住宅の建築を計画しました。埋立ては行わず整地のみ行います。



用水は市営水道。排水について、雨水は既存側溝へ接続し放流、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流します。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇〇万円で借入金にて行います。

他法令の関係は、道路法が該当し、道路占用許可申請について、令和5年4月25日付けで建設課に申請済です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、8番、高橋委員の補足説明をお願いいたします。

高橋委員 この土地は、地目は田になっているのですがけれども耕作はされておらず、譲受人が建てる予定の4棟の配置、排水等通す予定のところも確認しました。特に問題ないと思います。よろしくご審議、お願いします。

議 長 続きまして、番号2について、13番、吉野委員の補足説明をお願いいたします。

吉野委員 はい。13番、吉野です。

この件につきましても、事務局の説明のとおりです。もう耕作はされておらず、周りも住宅地となっていますので特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

議 長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委 員 なし。

議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することに、ご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号、令和5年度第2次農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第3号、令和5年度第2次農用地利用集積計画（案）につつま

して、ご説明いたします。

いすみ市長より、令和5年4月18日付けで、農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法、改正附則第5条、農用地利用集積計画に関する経過措置により、農業委員会の決定を経ることとなります。

内容につきましては、議案書に記載のとおりで、合計は11ページに記載させて頂いております。

賃借権14件、使用貸借権3件、貸付者16名、借受者10名、田、56, 237㎡、畑、710㎡でございます。

以上の計画(案)は、農地の効率的利用等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。  
委 員 なし。

議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することに、ご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

その他になりますが、何かありますでしょうか。

事 務 局 はい。

その他といたしまして、「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」につきまして、ご説明いたします。

(説明)

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議 長 ただいまの説明につきまして何かありますか。

委 員 なし

議 長 他に何かありますでしょうか。

事 務 局 その他、地目変更登記に係る照会に対する回答について、報告いたします。

今回は4月30日までに回答済の11件について、議案書12ページから14ページに記載のとおり報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

議長 他に何かありますでしょうか。

他にないようでございますので、本日、お諮りした議案すべてを終了しました。

以上をもちまして令和5年第5回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

事務局 皆様、お疲れ様でした。

それでは、事務局から何点か、ご連絡をさせていただきます。

はじめに、6月の総会ですが、6月8日、木曜日、午後3時から大原文化センター1階大会議室で、開催を予定しております。

なお、申請受付については、5月22日、月曜日から25日、木曜日の4日間となります。現地確認につきましては、5月26日の金曜日及び29日の月曜日で予定しております。スケジュールの調整をよろしく願いたします。

次に、お手元に「いすみ市農業委員及び農地利用最適化推進委員改選に関する日程等について」ご説明します。

(説明)

次に、記録活動簿ですが、本日4月分をお持ちの方は提出をお願いします。

以上で本日の会議日程は全て終了しました。長時間にわたりご苦労様でした。

(閉会 午後3時35分)



議事録署名人

議長

7 番委員

9 番委員